

「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」の成立及び今後の対応について

平成 29 年 4 月 12 日
原 子 力 規 制 庁

1. 国会審議の経過

平成 29 年 2 月 1 日の第 59 回原子力規制委員会にて決定した「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」は、2 月 7 日に閣議決定され、第 193 回国会に提出された（閣法第 17 号）。その後、3 月 23 日に衆議院本会議、4 月 7 日に参議院本会議において政府案のとおり可決され、4 月 14 日に公布される予定。

衆議院環境委員会、参議院環境委員会において、別紙 2、別紙 3 のとおりそれぞれ附帯決議がなされた。

2. 今後の対応

以下のとおり段階的に施行することを踏まえ、所要の関係政令・規則の制定・改正や運用のためのルール作りなど、施行に向けた準備を進める。

（1）第一段階施行：公布の日（4 月 14 日（予定））

- 放射線障害防止の技術的基準に関する法律関係
放射線審議会の主体的な調査審議・意見具申機能の追加

（2）第二段階施行：公布の日から 3 か月以内

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係
核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化
※当面必要な準備
 - ・施行期日を定める政令の制定
 - ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令、核燃料物質の使用等に関する規則などの政省令の改正（条ずれなどの法技術的な内容）

（3）第三段階施行：公布の日から 1 年以内

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律関係
放射性同位元素等の廃棄に関する特例、放射線取扱主任者に係る手続きの規則委任化等

（4）第四段階施行：公布の日から 1 年 6 か月以内

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係
廃止措置実施方針の作成・公表、炉内等廃棄物の埋設等に関する規制制度の見直し

(5) 全面施行：公布の日から3年以内

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

原子力事業者等に対する検査制度の見直し、原子力施設の設計及び工事から
使用までの一貫した品質管理の要求等

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律関係

法律名の変更（放射性同位元素等の規制に関する法律）、放射性同位元素に対する防護措置の要求の新設、事業者責務の明確化

＜資料一覧＞

別紙1 国会審議日程

別紙2 衆議院附帯決議

別紙3 参議院附帯決議

別紙4 今後のスケジュール

第 193 回国会審議日程

平成 29 年 3 月 10 日	衆議院 環境委員会 ・提案理由説明
3 月 14 日	衆議院 環境委員会 ・対政府質疑
3 月 17 日	衆議院 環境委員会 ・参考人質疑 ・対政府質疑 ・採決（可決） ・附帯決議の採択
3 月 23 日	衆議院 本会議 ・採決（可決）
3 月 30 日	参議院 環境委員会 ・提案理由説明
4 月 4 日	参議院 環境委員会 ・対政府質疑
4 月 6 日	参議院 環境委員会 ・対政府質疑 ・採決（可決） ・附帯決議の採択
4 月 7 日	参議院 本会議 ・採決（可決）
4 月 14 日	公布（予定）

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 本改正により国際規制物資使用者間での少量核燃料物質の譲渡し又は譲受け、国際規制物資使用者による少量核燃料物質の輸出入が可能となつた場合、取引の増加に伴い核燃料物質の移動が活発になることが予想され、これにより少量核燃料物質の所在等の把握が煩雑になることも考えられることから、少量核燃料物質の平和的利用が担保されるためにも、国際規制物資使用者に係る計量管理の強化及び効率化の検討を速やかに行い、必要な体制を整備すること。

二 原子力施設の廃止措置の実行可能性を担保するため、廃止措置実施方針の定期的な見直し・更新を発電用原子炉設置者等に求めるとともに、あらかじめ適切な公表の方法を定めた上で、定期的に公表すること。

三 中深度処分を行う第二種廃棄物埋設施設については、放射能濃度が比較的高い廃棄物を数百年にも及ぶ長期間取り扱うことから、その間、事業者によつて安定的に事業が継続されるよう、当該事業者の体制強化を図る施策の実施も含め、必要な指導・監督を行うこと。また、事業者による管理終了後に放射性物質の漏えい等が発生した場合においては、国が責任を持つてその対処に当たること。

四 放射性廃棄物を取り扱う埋設施設の立地選定に当たつては、有害物質であるポリ塩化ビフェニルのように、民間主導の処理の計画が頓挫したケースも過去に見られることから、立地選定及び処分が円滑に進むよう、国として立地の選定に積極的に関与すること。また、放射性廃棄物の埋設の事業を円滑に実施するためには立地自治体及び地元住民の協力が欠かせないことから、事業者と立地地域の合意形成が進むよう、国も積極的に働きかけていくこと。

五 指定廃棄物埋設区域制度の創設に伴い、発電用原子炉及び試験研究炉施設の規制基準策定に向けた検討が今後進むこととなる一方で、再処理施設等から生ずる放射性廃棄物など、炉内等廃棄物以外の放射性廃棄物の中深度処分についてはこの検討の対象とされていないことから、当該廃棄物に係る規制基準についても早急に検討を進め、その結果を国民に分かりやすく、丁寧に説

明すること。

六 今回の原子力事業者等に対する検査制度の見直しは、国際原子力機関による総合規制評価サービスの指摘や福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえたものであることから、見直し後の検査制度に基づく取組状況について、国民に分かりやすく説明することともに、国会に定期的に報告すること。

七 原子力事業者等の保安活動全般を包括的に常時監視・評価するに当たっては、その具体的な方法をマニュアル等で明確化するなどにより十分な体制を整備すること。特に、この検査制度の運用においては高い能力が検査官に求められることから、その能力向上のための必要な措置を講じること。

八 放射性同位元素、放射線発生装置及び核燃料物質等は、研究機関、大学、医療機関、民間企業等において幅広く使用されおり、多様な放射性廃棄物が発生している状況にあることから、これらの施設を所管する関係各法律においても、早期に処理・処分の合理化に係る規定を整備すること。

九 特定放射性同位元素防護規程の届出制度が創設されるに当たり、放射線障害予防規程との内容の重複等により、事業者からはセキュリティとセーフティの内容が重複し混乱を来すのではないかとの懸念が示されていることから、事業者に対し過度な負担を強いることとならないよう制度を構築すること。

十 防護措置の対象となる血液照射装置は現在では使用されなくなつてきているものの、同装置を廃棄するには多大な費用がかかる、廃棄されずに各施設に保管されている状況にあること等を踏まえ、防護措置が義務付けられることとなる装置の廃棄に対し、必要な支援策を検討すること。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十九年四月六日
参議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本改正により国際規制物資使用者間での少量核燃料物質の譲渡し又は譲受け、国際規制物資使用者による少量核燃料物質の輸出入が可能となつた場合、取引の増加に伴い核燃料物質の移動が活発になることが予想され、これにより少量核燃料物質の所在等の把握が煩雑になることから、少量核燃料物質の平和的利用が担保されるためにも、国際規制物資使用者に係る計量管理の強化及び効率化の検討を速やかに行い、必要な体制を整備すること。

二、原子力施設の廃止措置の実行可能性を担保するため、廃止措置実施方針の定期的な見直し・更新を発電用原子炉設置者等に求めるとともに、あらかじめ適切な公表の方法を定めた上で、定期的に公表すること。

三、中深度処分を行う第二種廃棄物埋設施設については、放射能濃度が比較的高い廃棄物を数百年にも及ぶ長期間取り扱うことから、その間、事業者によつて安定的に事業が継続されるよう、当該事業者の体制強化を図る施策の実施も含め、必要な指導・監督を行うこと。また、事業者による管理終了後に放射性物質の漏えい等が発生した場合においては、国が責任を持つてその対処に当たること。

四、放射性廃棄物を取り扱う埋設施設の立地選定に当たつては、有害物質であるポリ塩化ビフェニルのように、民間主導の処理の計画が頓挫したケースも過去に見られることから、立地選定及び処分が円滑に進むよう、国として立地の選定に積極的に関与すること。また、放射性廃棄物の埋設の事業を円滑に実施するためには立地自治体及び地元住民の協力が欠かせないことから、事業者と立地地域の合意形成が進むよう、国も積極的に働きかけていくこと。

五、指定廃棄物埋設区域制度の創設に伴い、発電用原子炉及び試験研究炉施設の規制基準策定に向けた検討が今後進むこととなる一方で、再処理施設等から生ずる放射性廃棄物など、炉内等廃棄物以外の放射性廃棄物の中深度処分についてはこの検討の対象とされていないことから、当該廃棄物に係る規制基準についても早急に検討を進め、その結果を国民に分かりやすく、丁寧に説明すること。

六、原子力規制委員会は、今回新設される第六十二条の二の趣旨を踏まえ、国際的な基準や先行する海外事例との整合を図りつつ、バックファイットの運用に関するルールや判断基準を明確化し、規制化するためのプロセスを整備すること。

七、今回の検査制度の見直しにおいては、国際原子力機関による総合規制評価サービスの指摘や東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、科学的・技術的知見を基本に、国際的な基準や先行する海外事例との整合を図りつつ、原子力安全規制の実効性を高め、実質的な安全性を効果的に向上させることができる規制体系となるよう特段の配慮を行うこと。

八、原子力規制検査及び総合的な評定に当たっては、国際原子力機関による総合規制評価サービスの指摘を踏まえ、安全への実質の影響程度で判定するといった考え方で厳格に検査を行うという指摘の理念が実現されるよう実施すること。また、見直し後も不断の検証を行いながら、継続的な改善を図っていくこと。

九、原子力規制検査の導入に当たっては、安全上の重要性やリスク評価に着目して検査対象の選定を行い、その運用や判定の一貫性や予見性、透明性を確保する観点から、原子力事業者等との緊密かつ継続的なコミュニケーションを図りつつ、その具体的な方法をマニュアル等で明確化するなどにより実効性ある運用がなされるよう十分な体制を整備すること。

十、原子力規制検査の運用においては高い能力が検査官に求められることから、同検査の運用開始までに資格付与等の能力管理の仕組みを整備・公表するとともに、同検査の運用に必要な人員を十分に確保し、検査の実効性を担保すること。

十一、規制体系の大幅な変更を伴う新たな検査制度の導入に当たっては、原子力事業者等の実務を担う現場において過度な負担や無用な混乱が生じることのないよう、十分な準備期間を設定するとともに、その運用開始までに実際の運用のための評価・分析を含めた十分な検討を行い、新旧制度間の円滑な移行に万全を期すこと。

十二、原子力規制委員会は、原子力規制に関する理解と信頼をより一層高めるため、見直し後の検査制度に基づく取組状況について、國民に分かりやすく説明するとともに、國会に定期的に報告すること。特に、原子力規制検査及び総合的な評定の結果に当たつては、根拠等含め明確かつ具体的に國民に対しても分かりやすく公表すること。

十三、原子力規制委員会は、国際原子力機関による総合規制評価サービスの報告書を真摯に受け止め、今回の検査制度の見直し等にとどまることなく、自らのマネジメントシステムの確立、原子力事業者等とのコミュニケーション、高経年化に関する認可手続き等に係る諸課題に関して、迅速かつ不斷の改善に取り組むとともに、その状況を國会にも分かりやすく報告すること。

十四、放射性同位元素、放射線発生装置及び核燃料物質等は、研究機関、大学、医療機関、民間企業等において幅広く使用されており、多様な放射性廃棄物が発生している状況にあることから、これらの施設を所管する関係各法律においても、早期に処理・処分の合理化に係る規定を整備すること。

十五、特定放射性同位元素防護規程の届出制度が創設されるに当たり、放射線障害予防規程との内容の重複等により、事業者からはセキュリティとセーフティの内容が重複し混乱を来すのではないかとの懸念が示されていることから、事業者に対し過度な負担を強いることとならないよう制度を構築すること。

十六、防護措置の対象となる血液照射装置は現在では使用されなくなつてきているものの、同装置を廃棄するには多大な費用がかかり、廃棄されずに各施設に保管されている状況にあること等を踏まえ、防護措置が義務付けとなる装置の廃棄に対し、必要な支援策を検討すること。

右決議する。

今後のスケジュール

別紙 4

